

2025年3月26日
岡大職組申第196号

国立大学法人岡山大学
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 高岡敦史

人事院勧告準拠見送り方針に対する抗議文

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。2025年2月14日に提出した岡大職組申第195号「人事院勧告対応に関する要求及び号俸の大括り化についての質問書」に対し2025年3月10日付けでご回答いただきましたところですが、その回答文書において、令和6年人事院勧告の「通勤手当の引き上げ」、「通勤手当・単身赴任手当の支給要件拡大」、「再雇用職員への手当拡大」の3件について、人事院勧告への準拠を見送る方向で検討しているとの回答がありました。これについて、組合では、教職員の待遇に関する重大な問題であると受け止めており、これに抗議し方針の見直しを求めます。

通勤手当の引き上げに関する回答では、国家公務員と本学職員の異動範囲や通勤事情の違いを理由に準拠を見送る方向で検討しているとのことですが、職員の通勤負担軽減は重要であり、人事院勧告に準拠することを強く求めます。特急料金の全額支給も含め、通勤手当の引き上げを再度ご検討ください。

通勤手当及び単身赴任手当の支給要件拡大に関する回答でも、国家公務員と本学職員の異動範囲や通勤事情の違いを理由に準拠を見送る方向で検討しているとのことですが、職員の通勤負担軽減と人材確保のため、新幹線通勤等に係る手当の支給を可能にすることを強く求めます。

再雇用職員への住居手当支給に関する回答でも、国家公務員と本学職員の異動範囲や通勤事情の違いを理由に準拠を見送る方向で検討しているとのことですが、再雇用職員の生活安定と人材確保のため、住居手当の新たな支給を強く求めます。

また、「地域手当の見直し」については、次年度の人事院勧告の内容も加味した上で、本学の財政状況を踏まえ、対応方針を決定するとのことですが、できるだけ早期に人事院勧告準拠の決定を行う事を求めます。

今後、組合ではこれらの件について、広く学内教職員の意見を伺い団体交渉を行う準備を進めていく予定です。また後日、団体交渉を伴う要求書を提出することを予告いたします。

以上